

候儀無御座候由、御算用場より御用番奥村因幡殿御内談之處に、達御聽被仰出上之儀に候へば、不申觸儀罷成間敷候。然ば彌百姓共志次第可仕旨御申候。西養寺使僧在々々罷越、家並人に懸、強てすゝめ申様成族は有之間敷候。左候へば村により人により、奉加に入不申儀も可有之候間、左様被相心得、西養寺使僧右之段委曲被申付候様、寺社御奉行衆へ御算用場より申參候。御郡方奉加之儀、拙者共よりケ様に申遣候事、前々より無之儀に候へ共、右之通從東叡山被仰達、相達御聽被仰出儀に候へば、尤格別之事と可相心得候。此段組下肝煎与合頭共爲爲申聞、爲致合点可申候。以上。

八月廿八日

服部宇右衛門
渡邊喜左衛門

十 村 中

御支配御郡中、西養寺奉加之儀、先達而御聞有之通に候。就其奉加帳に用候判印鑑一枚宛、十村一人宛へ西養寺より遣置、相廻申使僧十村方に罷越、持參之奉加帳判印と、十村方に有之判鑑と見合候以後、相廻申管に候間、判鑑見合

相違於無之は、十村方より右使僧に手代に而も附候て、組切に相廻候様可有御申付候。西養寺の名をかり偽者無之様仕度由、彼寺より申來候に付、右之通に候。以上。

九月八日

御算用場

服部宇右衛門殿
渡邊喜左衛門殿

右兩通共、元祿三年の條に記載す。按ずるに、僧侶の相對勸進の事は往昔よりある也。義經記に、武藏坊加賀實樫の館に來り、是は東大寺勸進の山伏にて候。御内勸進の爲に參りて候。御内の勸進はいかやうに候べきと申ければ、加賀の上品五十疋、女房の方より罪障さんげの爲めにとて、白袴一腰・八花形に鑄たる鏡、さては家の子・郎等・女房だち・下女に至るまで、思ひくゝに勸進に入り、惣じてみやう帳につくもの百五十人。勸進の物は只今給はるべく候へども、來月中旬に上り候はんずれば、其時給り候はんとて、預け置きてぞ出にける。とあり。此の外いにしへ山伏の勸進の事は、宇治拾遺物語等に彼は見たり。源平盛衰記卷卅四、法住寺城郭合戰の段に、軍兵門近く攻寄せて見れば、

諸の佛像を築地の後に掛並べたり。乞食法師が勸進所かとは笑ひける。といふこと見れ、今吾が加賀國江沼郡山代に勸進場といふ地名も存せり。

○塔司眞教院址

今西養寺門前に其の遺跡あり。明治三年の頃廢止す。

○光明山乘龍寺址

其の遺蹟は、西養寺より東西の方にて、今畠地と成りたり。乘龍寺は天台宗なり。貞享二年の由來書に、當寺往古は加州石川郡日御子明神之社僧に而、自性院祐海法印と申沙門住居之頃は、金澤御城御祈禱相勤、御札献上仕、則利常卿被成下御書今以所持仕候。寛永十九年金澤東照宮御遷座之刻、光高様御意を以俱利迦羅（伽）まで御迎罷出、且當地台家不足に付、引越候様被仰出、同年日御子より引越、金澤御步行町地子地に寺建立、則東照宮神役をも相勤。とあり。天明六年西養寺へ出したる書札如左。

覺

加賀國河北郡金澤西養寺末、瑞雲山松壽院乘龍寺。

一、居屋敷境内二百二拾八步。但地子地。

一、日御子權現社、三間に三間半。
一、神護寺加役僧料一石五斗。
右之外山林除地年貢地等、且又定式之收納無御座候。以上。

天明六年八月

乘龍寺印

西養寺

按ずるに、三箇屋版六用集に、天台佛開光明山乘龍寺とあり。されば山號を光明山と號せしかど、後に瑞雲山と改號せしにや。又日御子明神は、白山比咩神社の末社にて、石川郡日御子村に鎮座す。白山社藏の大永神書に、白山下七社之第七火御子また日御子宮は天手力雄命、今火御子村之社是也。とも見れ、寶永元年取調舊傳書に、石川郡日御子村の宮林、白山權現養老元年此所より白山へ遷座之由申傳へ、昔は社堂餘多有之、社領も六千石附有之由申傳。など里俗の傳説を載せたり。此の神靈は白山記に、白山東有一山。其色極赤似火色。全不似餘山。是號火御子峰。と見わたれば、白山の山中なる火御子峰に鎮座し給ふ神靈を祀りて、火御子明神と稱し、村名も火御子村と呼びたるを、今